

# 支部ニュース

2020年1月 No.554

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 「改憲発議に反対する全国緊急署名」の取り組み・・・・・・・・小部正治 1
- 高江訴訟1審判決・警視庁機動隊の  
違法行為を事実上認めるも派遣の違法性は認めず・・・・・・・・船尾 遼 2
- 集会報告 「国家はなぜ嘘をつくのか」 ―官僚と良心―・・・・大山勇一 4
- 新人歓迎会を実施しました・・・・・・・・大住広太 7
- 7月集会フォローアップ企画を実施しました・・・・・・・・大住広太 8
- 多摩地域法律事務所交流会・・・・・・・・白根心平 9
- 新人紹介・・・・・・・・倉重 都 9
- 2020年度 支部長・幹事の立候補および推薦の受付・・・・・・・・西原和俊 10
- 2020年支部総会に多数ご参加下さい・・・・・・・・野澤裕昭 11
- 白神優理子弁護士、八王子市長選挙に挑戦いたします
- ※ 八王子市長選挙への支援のお願い・・・・・・・・尾林芳匡 12
- ※ 白神ゆりこ弁護士、八王子市政に挑戦！～ご支援ください～・・・・長谷川悠美 13
- 12月幹事会議事録・・・・・・・・13



# 「改憲発議に反対する全国緊急署名」の取り組みを

支部長 小部 正治

## 1 安倍首相が執念を明らかに

1月6日、安倍首相は伊勢市での「年頭会見」における憲法改正の質問に対して、「私自身の手で成し遂げていく考えには全く揺らぎはない」と述べ、改めて意欲を示した（朝日新聞、1月7日朝刊）と報道され、明文改憲への執念を改めて明らかにしました。

「期限ありきではない」と実現時期について明確にしていますが、この通常国会か、遅くとも秋の臨時国会で改憲発議を行うことを念頭においていることは否定できず、この国会での憲法審査会の動向が当面の焦点となるでしょう。安倍首相の任期は、2021年9月ですが、それまでに「改憲を成し遂げる」ためには、国民投票の運動期間を前提とすると今年中に改憲発議を済ませることが前提となるからです。

これまで、自民党内には、野党と改憲の「合意」に基づき明文改憲を実現すべきとする勢力も存在していましたが、昨年来憲法審査会や党改憲本部のメンバーには安倍直系の強硬派が配置され、憲法審査会を強行的に運営する可能性が大きくなっています。同時に、これまで連立与党内で消極的姿勢を見せてきた公明党（やその支持基盤である創価学会）ですが、与党連立政権を離脱してまで反対する可能性は少ないとみるべきではないでしょうか。衆参の本会議における「改憲発議」を阻止することは緊急の課題です。

## 2 改憲発議を許さない取り組みを

そうはいつても、9条の改憲反対の世論は根強く、昨年の参議院選挙では「野党は共闘」で1人区で善戦したこともあって、改憲に必要な3分の2の議席を改憲派に与えませんでした。その後も、埼玉や岩手、そして高知の知事選挙でも、自公に対立する候補者の当選や善戦が続き、同時に「安倍政権辞める」の声は日々拡大しています。

特に、「桜」問題や「IR疑惑」は、年を越してもますます拡大し、国会論戦が展開される可能性は強く、「改憲どころではない」状況を継続することもありえます。

それでも、国会の中の取り組みを強化し改憲の流れを止めるためには、やはり国会の外の私たちの大きな取り組みが今年こそ重要であると、改めて実感しています。今年も団東京支部及びその団員が所属する事務所や各団員が、それぞれの場所・立場で多様な役割を果たしていくことを期待しています。

## 3 新しい署名に取り組もう

(1) 昨年12月17日、「安倍9条改憲NO！全国市民アクション運営委員会」は、「改憲発議に反対する全国緊急署名」へのご協力のお願いと新たな「署名用紙」を公表しました。しかし、団内外の方々から、余り快く受け止められていないのが現状です。「これまでの3000万人署名の到達点が不明であるばかりか、総括もされていないのではないか」「3000万人署名と新しい署名の関係はどうなるのか」「新しい署名の目標や集約時期など不明確である」など、頑張った人の中にも多くの批判が生まれています。団内のメーリスにも、苦悩の声が率直に語られています。



私としては、前述したように国会における憲法審査会の動向が予断を許さない状況になっている今日、批判を覚悟で私見を述べることにします。

(2) 3000万人署名は、3000万人を超える国民と明文改憲と一緒に考える契機となる武器として積極的に受け止められ、多くの法律事務所や個人が、依頼者・相談者などにとどまらず関係する民主団体や労働組合などにも声を掛け、大きな取り組みとなりました。

しかしながら、事務所からの大量発送を繰り返した後は大きな数的な進展は見られませんでした。もちろん、街頭宣伝の機会や来所者を対象とし、あるいは弁護士個人の友人・知人などを通じて引き続き努力してきた事務所・団員も少なくありません。また、地域で有権者数に見合った目標をたてコツコツと継続してきた方々も少なくないでしょう。しかし、多くの民主団体や労働組合としては、もはや数を増やすことは期待できませんでした。私個人としては、2018年夏頃にはこの実態にふれ、東京事務所内でも団東京支部内でも、この実態を踏まえた改憲反対の次の課題・テーマを設定すべきと意見を言いました。

私としては、新しい署名活動は、この1年かそれ以上改憲反対の署名を取り組んでこれなかった多くの民主団体や労働組合に対して、改めて明文改憲反対の意思表示をして、その意思を国会に請願署名としてとどける機会として活用してほしいと考えています。同時に、今年の国会が勝負の年であるからには、この通常国会か、遅くとも秋の臨時国会には可能な限り多数の署名を提出すべきです。団東京支部としても、各法律事務所にて、それぞれの目標を定めて早く取り組んでいただきたいと思います。

前述した、新しい署名に対する批判的受け止めはいずれももっともな視点であり、運動に責任を持ってきた方々からすれば放置できないことです。しかしながら、今私たちは、国を挙げ権力を持っている敵と対峙しています。同時に、私たちの「総司令部」とも言うべき団体は、様々な困難を乗り越えて今まで考えられなかった幅広い方々が同じ「仲間」として初めてといて良い取り組みを進めてきているのです。いま、「総司令部」の問題点を指摘しても議論しているうちに今年が終わってしまうと思います。今大事なことは、新しく提起された新しい署名を活かして全国的な取り組みを早く大きくすることです。

最後になりますが、それぞれの団員が自分の位置・役割を自覚して、至急ご検討願いたいと思います。

## 高江訴訟1審判決・警視庁機動隊の違法行為を 事実上認めるも派遣の違法性は認めず

城北法律事務所 船尾 遼

### 1 警視庁機動隊の高江への派遣

2016年7月11日、参議院選挙が行われ、沖縄選挙区での安倍政権の惨敗が決まった翌日のことである。沖縄県の北部のやんばるの森に包まれた沖縄県東村高江のヘリパッド工事が再開された。沖縄県警の機動隊および、全国から派遣された機動隊の合計は1000名ともいわれた。人口わずか140名ほどの集落に対してである。警視庁を含む全国の機動隊は、抗議行動を行う現地住民や全国の支援者を力づくで排除し、東村を囲むように6つのヘリパッドを完成させるために不可欠の役割を果たした。完成したヘリパッドはオスプレイが離着陸の訓練に使い、途絶えることなく低空飛行を継続して高江住民の生活を今も脅かしている。住民たちの懸念は現実のものとなり、高江の集落の中にヘリが墜落する事故も起きた。これに対して、東京都民100名以上が住民監査請求を行い、機動隊

派遣自体が違法であり、その間機動隊に支払われた超過勤務手当・特殊勤務手当を東京都に返還するよう求めた訴訟が本訴訟である。この訴訟の判決が2019年12月16日になされた。

## 2 訴訟そのものの適法性

東京都監査委員会は、派遣決定の違法は財務会計行為である給与の支出と関係がないため、監査請求自体が不適法であるとして却下した。この点について判決は、本案についての当否はともかく、監査請求の要件に欠けることはないとして訴訟そのものについては適法であると判断した。監査請求の9割を却下する東京都監査委員会の姿勢が極めて問題であることが明らかになったものであり、東京都民に監査請求を取り戻したという点で本判決は評価することができる。

## 3 本案についての不当な判断

### (1) 東京都の不誠実な訴訟対応

本訴訟では、第一回口頭弁論から判決言い渡しに至るまで、東京地裁の103号法廷で審理が行われた。全期日にわたって傍聴券が配布され、多くの原告、支援者が法廷に詰めかけた。その甲斐あって、原告が申請したすべての証人が採用され、現警察庁のキャリア官僚を含む沖縄県警備部長をも法廷の証言台に出廷させるに至った。しかし、東京都は一貫して本訴訟は不適法なものであり却下されるべきであるとして、本案に対する十分な反論さえ行わず、裁判所の繰り返しの釈明にも回答することはなかった。東京都側で機動隊を派遣することを事実上決定した者が誰かはいまだに判明していない。

### (2) 警視庁機動隊のおこなった違法行為についての判断

本訴訟では、工事当時に高江現地で撮影されたビデオ録画を流すなどして、現地で警視庁機動隊が行った行為を裁判官に見せることに成功した。その結果、「派遣警察官等による職務行為が必ずしもすべて適正に行われていたとはいえないような状況が存していた・・・殊に、平成28年7月22日に行われたN1地区出入口前の車両及びテントの撤去については、証人喜納啓信（沖縄県警備課次席）の証言によれば、車両の撤去を担当した沖縄防衛局との間で事前に必要な調整が行われていたことが認められるにもかかわらず、・・・被告の側から有効な反論がされていないことからすると、・・・適法性については看過しがたい疑問が残るものといわざるを得ない。」と判断した。

### (3) 現地では平穏な抗議活動が行われていたこと

また、本判決は、派遣決定が行われる直前まで、沖縄県警の人員だけで対処できないような状況が現に生じていたとは認められないとしている。現地の抗議活動は平穏に行われており、機動隊が引っこ抜き等の実力行使を行うことはありえなかった。

### (4) 判決の不当性

このように機動隊の違法行為と派遣そのものの不要性を判決は認定しつつも、判決は派遣行為そのものの違法性を認めなかった。判決は、都道府県警察の相互協力義務を根拠に「派遣した警察官による職務行為については・・・沖縄県公安委員会及びその管理下にある沖縄県警察に委ねるほかない・・・沖縄県公安委員会や沖縄県警察において適正な警察活動を期待できないことが明白であるというような例外的な事情のない限り」個々の警察官の違法行為が直ちに派遣決定の違法としないとした。

警視庁が沖縄防衛局と打ち合わせをして違法行為を行ったにもかかわらず、適正な警察活動を期待できないことが明白であるというような例外的な事情にあたらぬとする判決には大きな矛盾が存在する。これは、機動隊個人の違法行為のみならず、警視庁が組織的に不偏不党であるべき警察権力を時の政権が進める民意を踏みにじる基地建設促進のために利用されたことを看過するものであり、司法府としての役割を裁判所が放棄したといってもよい腰砕けな判断である。

また、7月12日の時点で抗議活動が行われていたこと、派遣決定の後に行われた抗議活動が危険であったから派遣決定は違法ではないと判断した。

これも、機動隊が大量に派遣されてきたからこそ、抗議活動が激化したのであり、機動隊が全国から派遣されてこなければこのような事態にならなかったことを看過する誤った判断である。

#### 4 おわりに

このように、東京地裁の判決は、政府が決定した基地建設に対してこれを付度した煮え切らないものである。原告団と弁護団はこの事件を控訴することにした。

2016年、同期の弁護士たちと旅行でやんばるに行き、ものついでで参加した高江のゲート前での座り込みで沖縄現地での必死の抵抗と警察権力の横暴を目の当たりにした。その後、何度か通った高江の住民たちはなんとも穏やかに明るく楽しく、しかし、粘り強く非暴力により自分たちの生活を守ろうとしていただけだった。基地建設と警察権力の暴走という、この国で今後避けては通ることができない問題を遠い沖縄の山奥で起きた他人事にはしてはならない。自分たちの命、暮らし、生活、そしてこの国の在り方を決めるため、沖縄では今も非暴力による抵抗が続いている。東京で沖縄の問題を取り上げ、たたかう意義はそこにあるのではないか。

## 集会報告 「国家はなぜ嘘をつくのか」 — 官僚と良心 —

城北法律事務所 大山 勇一

### ●「国家機密と良心」の出版を記念したトークイベント

みなさんは、ベトナム戦争の真っ最中に、戦争の真実を語る政府機密文書をメディアに明かし、戦争終結に大いに貢献した米国人ダニエル・エルズバーグ氏をご存知ですか？ ダニエル・エルズバーグ氏のインタビューが岩波ブックレット「国家機密と良心」として出版されたことを記念して、2019年12月13日、東京千代田区「エスパス・ビブリア」にて、トークイベントが開催されました。

ゲストは、元文部科学省事務次官で現在は自主夜間中学のスタッフをされている前川喜平さんと、弁護士で新外交イニシアティブ（ND）の代表をされている猿田佐世さん。コーディネーターは、「エルズバーグ実行委員会」の代表で、市民メディアNPJの代表でもある梓澤和幸さんがつとめました。

以下に、お二人の講演とトークセッションの概要をお伝えします。

### ●内部文書を発表してくれる職員が今もいる（前川喜平さん）

最初に述べておきますが、私は勇気ある告発者ではありません。私なんかよりずっと勇気を持った職員が文科省にいます。私が役人を辞めた後、加計学園が問題になったときに、何名かの職員が、多くの書類をマスメディアにリークしてくれて、真実を明らかにしてくれました。

問題となっている加計学園は、国家戦略特区での事業と言いつつ、安倍首相の案件だということはみんな分かっていました。これは3つの観点で問題です。不公正、不公平、不透明の3つです。

まず、不公正について。国家戦略特区の事業を進めるための要件として、国際的な競争力を備えていること、従来の大学でやれないことをやるということが必要なのですが、これらの要件を加計学園は満たしていません。また、ワーキンググループで十分な審理をしなければならないところほとんど何もや

っていませんでした。

次に、不公平について。大学づくりにとって最も大事な教員集めを前からやっていたのは、ライバルであった京都産業大学です。また鳥インフルエンザなどですでに実績をあげていたのも京産大です。これを差し置いて加計学園が選ばれる理由がありません。

さらに、不透明について。2015年に加計理事長と安倍首相が話をしていることからこの問題がスタートしているのですが、その文書を文科省は明らかにしなかった。会合に関する書類について、当初、菅官房長官は怪文書と呼んだくらいです。のちに愛媛県の公文書で明らかになりました。

加計学園の問題は、現時点ではほぼ事実関係は明らかになっています。なされていないのは責任追及のみ。安倍政権の下で行政がゆがめられていることを表しています。

#### ●女性の貧困の実態を知りたくて（前川喜平さん）

報道されているとおり、私はテレビのドキュメンタリー番組を通じて、女性の貧困の実態を知り、さらに詳しく知るために出会い系バーに行きました。こうした店では女性は無料で食事ができます。その店で10代で子ども2人を産んで経済的に苦しんでいる女性、水商売をやりながらやっと生計を立てている女性など、多くの方と話をしました。そのうち、上司から「君はどうやら出会い系バーに行っているようだけれども止めた方がいいよ」と言われた。注意されたことよりも、この人がどうしてこのことを知っているのかについて驚きました。官邸からの情報リークなのでしょう。

#### ●真実を明らかにするためには政権交代しかない（前川喜平さん）

加計学園については、文春から取材の申入れがあり、受けることにしました。でも実際には、NHKがもっとも熱心に取材をしていたのです。私はNHKから単独インタビューも受けていますが未だに報道されていません。当時としてはスクープだったはずですが、どうやら上から止められていたようで、記者さんは悔しがっていました。そして、取材内容をオープンにすることができないから記者会見をしてくれと言われました。

文藝春秋に私の手記として「わが告発は役人の矜持」というものが掲載されました。この年の文藝春秋読者賞を受賞したそうです。でも、正直なところ、私は書いていないのです。私が話したことが手記形式になっていました。賞は書いた人がもらうべきです（笑）。

本日の冒頭に、私は、文科省内に匿名で勇気ある行動をしている職員がいると述べました。役人の中にはこういう人がまだいるということを知っていてももらいたいですね。その一方で、安倍首相の尻拭いをやらされている職員もたくさんいる。本音ではこんな仕事はやってられないと思っているはず。国会で機械的な説明をしている役人を見ていると、哀れに思います。見え透いた嘘について安倍首相をかばうしかないのですね。私はもともと役人なので、けしからんと思うよりは哀れだと思ってしまいます。

こんな日本に誰がしたのか、国民がしたのです。安倍政権はおかしいと思う国民を増やすしかありません。そのためには選挙で安倍政権を倒して政権交代を実現するしかない。国会で「数のねじれ」が生じれば、特別委員会を設置し証人喚問ができます。そうすることで真実が明らかになります。

#### ●表現の自由を大切にす米国（猿田佐世さん）

私は、米国に留学し、今は「新外交イニシアティブ」(ND)というNGOの代表を務めています。米国では表現の自由がとりわけ重要視されています。みなさんご存知の「合衆国憲法修正第1条」です。表現の自由について、ロースクールでは徹底的に教え込まれます。

それとともに、米国では、司法に多くの市民が大きな関心を持っています。ほとんどの人が最高裁長官の名前は知っていますし、米国の弁護士だったら、最高裁判事9名全員の名前も知っているでしょう。

さて、「国家機密と良心」で紹介されているダニエル・エルズバーグさんについてですが、エルズバーグさんがリークした機密を掲載したニューヨークタイムズ（NYT）が差し止めを受けてしまいました。これを争った訴訟で、NYTは15日間差し止められた後に、連邦最高裁で勝利しました。その時のNYTは社説にて「特定の新聞の勝利というよりはアメリカの政治形態が依って立つ自由の基本原理の勝利」「わが国の民主主義における報道機関の基本的責任の一つは、国民が自ら選んだ政府の仕組みを理解するのを助けるよう情報を提供すること」と報道しています。

### ●情報リークと処罰（猿田佐世さん）

一方で、エルズバーグさんはスパイ防止法違反などで刑事訴追されました。しかし、政府による電話の盗聴、カルテの盗み出しなどが明らかになって公訴棄却となって訴訟は終了しました。エルズバーグさんは「もし私のしたことが戦争を終わらせるのに少しでも役立つなら、十年間刑務所入りしても安いものではないか」と述べたそうです。

米国では報道機関への情報漏洩は続いていますが、取締りは低調で、2000年までの起訴は4件にとどまっています。チェルシー・マニングさんはイラク戦争のビデオをウィキリークスで公開しましたが、スパイ防止法で26年ぶりに起訴され、懲役35年が3年強に減刑され出所しています。また、エドワード・スノーデンさんは、政府が個人の通信記録を大規模に収集していたことを公表しました。

トランプ政権となって、リークに対する捜査と処罰が強化されています。それにもかかわらず、秘密漏洩はトランプ政権で爆発的に増えました。トランプ氏を快く思わない人が多いのでしょうか。ワシントンポストは、トランプ政権になって以降、毎日、題字の下に「DEMOCRACY DIES IN DARKNESS」と記載しています。トランプ政権を認めないという姿勢を貫いています。

### ●情報公開に意義を認める裁判官、その一方で日本は？（猿田佐世さん）

かつて、公立学校での人種別学を違憲としたダグラス判事は、判決の中で「政府内の機密は、基本的に反民主主義的であり、官僚の過ちを永続させる。公の問題点を公開で討議することは米国の国家が健全であるために欠かすことができない。」と述べています。

また、リベラル派として著名なギンズバーグ判事が辞めるのではないかと言われていて、彼女を応援するためのグッズがたいへん売れているそうです。それくらい国民が司法に注目し、期待しています。

そして、政権交代するということが情報の公開にとってとても重要なのです。政権が変わるたびに、上級官僚4000人が交代します。どんなに秘密にしている、4年後の政権交代で秘密が明かされてしまうと分かれば、政府の行動も制約されます。加えて、市民も政府の政策に対して黙っていません。ワシントンでは頻繁に市民がデモを行っています。

一方で、日本では秘密保護法が制定され、秘密を知ろうとした人までも処罰されることになっています。また、学生がデモをしないのは、日本くらいではないかとも思えるほどです。社会の一員であり社会にかかわっていきたくと思える教育をどのように作っていくかということが大切だなと感じています。

### ●教育に関するトークセッション

（前川さん）今の教育現場では、権威に従順な教師が権威に従順な生徒を作っています。自由は自覚し

なければ自由でいられないはずなのに。特に、道徳の教科化が悪い方向で威力を発揮していくのではないかと危惧しています。問題のある教材ばかり。自分を抑制することが全体の利益になるというものばかり。

(猿田さん) 今の小学校では文房具はすべて無地でないといけないらしい。かわいい文房具を使いたいの。また、私の小学生の息子の話ですが、数字の「4」は、上を付けるのではなく開けていないと減点されます。どうしてかについて問い合わせたところ、校長から手紙が来て「幼いうちから真実を学ばせ、正しいことは1つだということを分からせる必要があるから、数字の4の書き方についても正しく書けなければ（上を空けていなければ）減点する」という回答でした。とても驚きました。

(前川さん) ここ数年の傾向として、子どもたちを一つの行動様式に画一化する動きが強まっていると言えます。例えば、分数の真ん中の横線は定規を使って引かないと間違っていると教えられているようです。手書きを許さないのです。また、手を挙げるときも耳に腕が付くように上げないと叱られる。このように教育現場がますます軍隊化していつているのです。

(前川さん) こうした状況だと、学校にはいられないという子どもたちが出てくるのは当然です。学校で飼いならされて奴隷になるよりは学校に行かない、学校以外で学ぶという選択肢が出てくるのは当たり前で、むしろ正しい選択ともいえます。子どもはちゃんとわかっている。小学校中学校における不登校の生徒の人数は、18年度は16万人となり1年で2万人増えている。子どもの数は減っているのに。若い教師がマニュアル化させられていることも原因としてある。

(猿田さん) 米国では多くの市民がトランプ政権で虐げられています、それでもみんな声を上げています。声を上げることの大切さを強調したい。私は「外交と人権」というゼミを立教大学でもっている。感想文を読むとそれなりにいいことを考えている。あとは、考えていることを、少しだけでも行動に起こすことが重要ですね。

(前川さん) 子どもに接するとき、「これはこうすべきでしょ」というのではなく、「これはこうするんじゃないかな」と疑問形式で話しかけるのがいいといいます。多くの市民と話しかけるときに疑問形で語りかけるのがよいのではないのでしょうか。多くの市民に少しでも学ぶきっかけを作ることが必要だと思います。

## 新人歓迎会を実施しました

事務局次長 大住 広太

2019年12月19日、新規入団者向けの新人歓迎企画として、今村核団員に講師を務めていただき、「冤罪と司法」との題で学習会を行いました。新人4名を含む18名の団員が参加しました。

今村団員は、自身が経験した冤罪事件を類型別に紹介し、冤罪がどのように作られるか、お話をいただきました。NHKでもドキュメンタリーが制作されるなど、世間的にも注目されている刑事弁護人のお話は、新人に限らず、非常に勉強になる内容でした。



今村団員は、冤罪が作られる原因として、目撃証言、被害証言の誤り、虚偽自白、偽証等の類型ごとに、経験した無罪事件を紹介してくださいました。捜査機関によって意図的に犯罪が作り上げられる例や、杜撰な捜査によって冤罪が作られた例では、弁護人によって徹底的な調査を行い、証拠を積み上げて検察側の立証を崩す大変さと重要性を再認識しました。また、検察側の主張を鵜呑みにし、到底論理的ではない有罪判決を出す裁判官がいること、その背景には裁判官の人事制度の影響があることもお話くださいました。さらには、弁護人の不熱心な弁護活動や被告人の供述を無視した弁護活動で冤罪が作



られることがあるというお話もあり、身の引き締まる思いでした。

質疑応答では、多くの質問が出され、弁護人としての在り方から裁判員裁判などの刑事司法制度の話まで、活発な議論がなされ、刑事弁護人として読んでおくべき供述心理学の本の紹介などもしていただきました。

懇親会には新人1名と講師の今村団員を含む10名が参加し、深い交流をすることができました。

## 7月集会フォローアップ企画を実施しました

事務局次長 大住 広太

近時、若手の団活動等への関わりを確保するため、どうすればよいかをサマーセミナーをはじめとして議論を行ってきた。その一環として、弁護士登録をする前に、新人に団活動等に興味を持ってもらうための企画を行うこととなった。それが青年法律家協会修習生委員会と共催で開催した「7月集会フォローアップ企画」である。2回試験終了後、業務開始までの比較的時間の余裕がある時期に、7月集会で取り上げたテーマに関し、団員、青法協会員としてどのようにかかわることができるのか、を知ってもらい、団活動・青法協活動に積極的に携わってもらうことが目的である。本企画には、4名の修習生が参加した。

今回の企画では、今年の7月集会全体会のテーマであったLGBTの人権問題について、弁護士としてどのようにかかわることができるのかを知ってもらうため、永野靖弁護士を講師にお招きし、お話しただいた。永野先生は、ご自身が経験された同性パートナーの在留特別許可を求めた事件、省庁における性同一性障害の職員への処遇事件のお話から、どのようにLGBT問題に取り組まれているのか、どのような点が問題となっているのか、をお話し下さった。いずれの事件も、異性愛者であれば、LGBTでなければ、当然に認められている権利が、性的少数者であるがゆえに認められていない現実があること、それに対して弁護士として取り組むことのやりがい、重要性を分かってもらえたのではないと思う。

懇親会も実施し、3名の修習生と永野先生も参加していただいた。学習会では話しきれなかったLGBTに関連する諸問題について、様々お話をすることができた。

反省点としては、思ったほど修習生の参加が得られなかったことである。7月集会で実行委員を務めたような修習生に、継続的に団活動・青法協活動に携わってもらうことを目的としたため、個別の勧誘

を主とし、広く宣伝を行わなかったことや、2回試験直後、引っ越しや旅行等他の予定が入っている場合もあることが考えられる。次回以降は、修習期間中に実施することも検討したい。

早いうちから団活動・青法協活動に触れてもらう、という目的はある程度達成できたのではないかと思う。今後も、若手が参加しやすい活動ができるよう、尽力していきたい。

## 多摩地域法律事務所交流会

八王子合同法律事務所 白根 心平

2019年11月30日（土）、多摩地域の法律事務所の弁護士・事務局交流会を行いました。

参加事務所は、かたくり法律事務所、三多摩法律事務所、八王子合同法律事務所、ひめしゃら法律事務所、まちだ・さがみ総合法律事務所、武蔵野法律事務所の6事務所です。

多摩地域法律事務所では毎年秋に事務所交流会を行ってきました。内容としては、勉強会とフィールドワークを隔年毎に行っています。今年の幹事事務所はまちだ・さがみ総合法律事務所、厚木基地のフィールドワーク（バスツアー）を行いました。

写真は、大和市福田にある「大和ゆとりの森」から見た自衛隊機の飛行時の様子です。「大和ゆとりの森」は、家族連れや小さな子どもたちが遊ぶアスレチック器具などがたくさんあります。そのすぐ上空を自衛隊や米軍機が飛ぶことという普通であれば非日常的な風景がこの地域の日常の風景になっているということに強い違和感を覚えました。フィールドワーク後は、小田急センチュリーホテル相模大野で懇親会をしました。



## 新人紹介

あかしあ法律事務所 倉重 都

### 1 弁護士になった理由

私は、長いサラリーマン生活を経て弁護士になりました。営利企業に雇われ、その利益のために働くということは、少々過激な言い方ですが、生活のために心と身体（時間）を企業に捧げ、その見返りが給料ということ。私はさらに「魂を会社に売る」という言い方をしていました。「人財」など

との綺麗事はいくらでも言えますが、企業にとってみれば、従業員はどう転んでも「経費」にすぎません。そのような疑問を常にふつふつと感じながらそれでも生活のためにずっと会社員生活から脱することができませんでした（会社員の多くは同様だと思います）。

一方、私は物心つく頃から、社会の既存の慣行やしきたりに疑問を感じるが多かったです。身近なところでは、家族関係です。なにゆえ女性が「嫁に入り」、「入った」先の「家」で小さくなっていなければならないのだろうか？男性は決まった仕事の間だけ働けばよいのに対し、なぜか女性は24時間営業を要求される。さらに、「嫁」は風呂は最後だったり、正月や祭りの際も、男性陣は、昼間から居間で酒飲んでくつろいでいるのに対し、女性は台所で働き、合間合間の細切れ時間に慌ただしくご飯を食べる。これらは多くの家庭でだいたい似たような感じなのです。これって奴隷じゃないか？女性であるというだけで、なんでこんなに損なんだ？と幼少期に強烈に思いました。そして、これに対して何の疑問を感じていない当事者女性達にもさらにびっくりしていました。このようなことから、婚姻が決まった女性の花嫁姿や、近所の結婚式を見聞きすると、祝うどころではなく、重たく暗い気持ちになったものでした。幼少期の私の心に大きな疑問と強烈な怒りが形成されていきました。当然ながら周りの大人に疑問をぶつけましたが、「そういうものだから」との回答ばかりで私の疑問が解消されることはありませんでした。自然な流れで、将来、私自身がそんな立場になるのは絶対に嫌だと、「これはなんとかせねば」との思いが残りました。ゆえに今でも婚姻制度が嫌いです。これが私が弁護士になった原点です。三つ子の魂百までと言いますが、上記のように会社員生活をしていく中でも、この疑問は平行して常に頭の中にもありました。

今から数年前のある日、所属していた企業の事業部が事業撤退をするためまとまった退職金が得られるチャンスがありました。これは願ってもないビッグチャンス！とあって飛びつき、弁護士への転職活動（勉強）をしました。周りには無謀だと言われましたが、なんとか今に至って良かったです。もっとも、幼少からの私の疑問に対処し、理不尽な思いをしている多くの方の役に立つための手段として、弁護士になったことがベストだったのかどうかはまだわかりません。他にもっとベストな転職の道もあったのかもしれませんが、しかし、少なくとも会社員時代よりは前進したと思っておりますし、弁護士に転職して良かった、正解だった、と思える人生を送りたいと切に思っております。

## 2 自由法曹団に入った理由

自由法曹団を初めて知ったのは、司法試験に合格した年の秋に青年法律家協会の修習生向けの勉強会に参加したのがきっかけです。私はずっと労働者で弱い立場の当事者でしたから、弱い立場の個人側について手弁当で活動する弁護士は、まさに私が目指す弁護士の姿でした。係属中の裁判の話はもちろん、過去に自由法曹団の弁護士が取り組んだ事件は、どれも魅力的なものでした。特に、司法試験の勉強の中で出てきて誰もが知っている憲法に関する数々の裁判を自由法曹団の弁護士が行ったことを知った際は興奮しました。私もそのような活動ができたらと思いました。もっとも、自由法曹団の、男尊女卑社会に対する取り組みと団員の意識はまだまだ発展途上のようで、人権感覚が高いはずの男性弁護士の意識が、自身の社会や家庭等での優位性が脅かされる可能性がある活動に対してなかなか向かないのは、とても残念に感じております。

**2020年度 支部長・幹事の立候補および推薦の受付**

選挙管理委員会では、第48回支部総会に向けて、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めています。来る1月17日午後1時まで、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、1月22日の幹事会において幹事会としての推薦者を決定いたします。

また、各事務所では、幹事会への出席が可能な団員をご推薦いただくようお願いいたします。

2019年12月19日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会委員長 西原和俊

同委員 加部歩人

2019年12月19日に開催された支部幹事会において、第48回東京支部定期総会における2020年度支部長及び幹事選出の選挙管理委員に西原和俊団員及び加部歩人団員を選出しました。

## 2020年支部総会に多数ご参加下さい

幹事長 野澤 裕昭

昨年参院選挙で改憲派の3分の2の議席を阻止し勝利を収めました。今年は安倍改憲に終止符を打つ年です。そうした重要な年の支部総会をぜひ成功させましょう。昨年臨時国会で安倍政権は「桜を見る会」問題で公私混同ぶりが暴かれ国民の不信と強い怒りが沸き起こっています。年明け早々にはトランプ大統領は世界に向かって公然とイランの軍司令官を殺害したことを宣言しイランとの間で軍事的緊張を引き起こしています。ヨーロッパではイギリスが1月にEU離脱を決め、ヨーロッパ各国では格差と貧困を背景に極右ポピュリスト勢力が伸長しています。気候変動は資本主義経済の限界を物語っています。時代の大きな変動期にあると思います。

支部総会では、こうした2020年の地殻変動ともいえる状況を経済の視点から分析し、これを政治革新にいかにかむすびつけるかという観点から森原康仁専修大学准教授に講演をお願いしました。同氏は国際経済論、産業論、アメリカ経済論が専門で経済の専門家です（京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。京都大学博士（経済学））。森原氏は、2020年は金融緩和によって株高をテコにしたアベノミクスがついに終焉し、リーマンショック後のミニバブル崩壊により世界同時株安が起こると予言しています。株高に支えられてきたアベノミクスが終焉することは株高景気を支えとしてきた政権の基盤を失わせるもので政治的変動にも連動することは必至です。森原氏は街頭に出て若者ととも年金改革を訴えるまさに行動する学者でもあります（YouTubeで検索すれば見れます）。激動の予感がする2020年、森原氏の話聞く価値が十分あると思います。是非、多数の支部団員、事務局員の方々の参加をお願いいたします。

【講師】 森原康仁（もりはら・やすひと） 専修大学経済学部准教授

主な著書「アメリカIT産業のサービス化—ウィンテル支配とIBMの事業変革（日本経済評論社）など

【演題】 2020年予想される経済変動と政治革新の展望

【時間】 2月21日（金）午後1時30分～90分

<支部総会>日時：2月21日（金）午後1時開会～2月22日（土）午後1時終了（予定）

場所：ホテルKKR熱海

# 白神優理子弁護士、八王子市長選挙 に挑戦いたします

## 八王子市長選挙への支援のお願い

八王子合同法律事務所 尾林 芳匡

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

さて、八王子市では、今年（2020年）1月19日告示、1月26日投票で市長選挙が行われます。当事務所の白神優理子弁護士（66期、沖縄那覇で修習）が市政に挑戦することになりました。

白神弁護士は八王子で弁護士として6年間活動してきました。多くの民事事件、刑事事件、過労死、解雇などの労働事件、原爆症認定訴訟、高齢年金・障害年金、横田基地騒音公害訴訟などの行政事件、住民訴訟などにも携わってきました。

また、全国各地で憲法の講演を行いながら、若い世代の方々とともに政治や社会問題に取り組んできました。弁護士会多摩支部の憲法プロジェクトチームの企画では何度もコーディネーターを務めました。このように地域でも活躍しています。

白神弁護士は36歳と若いですが、10代の頃から平和活動に取り組んでいます。例えば、世界の子どもの平和像をつくる会、立命館大学9条の会の立ち上げ、中央大学ロースクール在学中の9条の会への参加など、一貫して憲法を守り生かす活動に打ち込んできた実績があります。

白神弁護士は、市民連合と立憲野党が共同して作成した2019年参議院選挙の13項目の政策に賛同し、すべての立憲野党のみなさんに共同を呼びかけています。

つきましては、白神優理子弁護士とともによりよい八王子市をつくるため、ご支援を賜りますよう全国の弁護士の皆さんに心からお願い申し上げます。

更に、ツイッター、フェイスブックなどSNSを活用して情報発信を予定しておりますので、フォロー・お友達申請など拡散をよろしくお願い致します。

年明け早々恐縮ですが、よろしくお願い致します。

### 【募金の送金先】

郵便局 記号 11380 番号 02559221

（他行から送金して頂く場合）

ゆうちょ銀行 一三八（イチサンハチ）支店（普通預金） 口座番号 0255922

名義 「平和・くらし・環境、市民でつくるチーム八王子」

◆Twitter

@yuriko\_shiraga

◆ホームページ

<https://sirayuri.waterblue.net/>



## 白神ゆりこ弁護士、八王子市政に挑戦！～ご支援ください～

東京法律事務所 長谷川 悠美

団員の白神ゆりこ弁護士が、八王子市長選に挑戦することを決意しました。同期として、彼女のご支援をお願いしたく、筆をとりました。

私が白神さんと出会ったのは、司法試験合格直後のことでした。そこから、修習生の間、7月集会実行委員・青法協会員として行動を共にし、弁護士になってからも親交を深めてきました（余談ですが、私の結婚を祝う会では、白神さんに司会をやってもらいました）。

白神さんは、私たち66期の7月集会の実行委員長でした。

団員の皆様もご存知のことと思いますが、白神さんは、とてもエネルギーが豊富な人です。

沖縄の基地問題に取り組みたいと言って沖縄修習に行き、一方で7月集会実行委員長として、全国の修習生に人権問題に対する問題意識を持ってほしいとオルグ活動に勤しみました。とにかく7月集会の輪を広げることに気を配り、初めて実行委員会の会議に来た人には必ず発言の機会を持ってもらい、役割を担ってもらうようにしていたのが印象的です。

その一方で、あまり知られていませんが、実は彼女はとても繊細な人なのです。

目立つが故に色々な誤解を受けることもあるのですが、それをいちいち真に受けて、気にしています。私は、白神さんの活動を尊敬しているとともに（弁護士になってから400回以上の憲法の講師活動を行い、毎週のように日本全国を飛び回っています）、その人間らしさが好きなのです。

八王子市長選に挑戦したらより一層気にはなると思いますが、彼女以上に政治家に向く人もそういないと思うので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。

団員の皆様、白神ゆりこ弁護士を、ぜひご支援ください！

## 12月幹事会議事録

### 1 国内外の情勢

- 1 国際情勢
- 2 国内情勢

- ・安倍内閣長期政権のおごり露わに。閣僚が相次いで辞任、萩生田文科相「身の丈発言」で批判沸騰。「桜を見る会」で公私混同、公職選挙法違反疑惑。招待者名簿を廃棄。反社疑惑にまで発展し、反社の定義まで変える。腐敗の極み。
- ・12月5日、衆院憲法審査会、国民投票法改正案の採決できず終了。
- ・12月9日、臨時国会閉幕。首相記者会見「改憲、必ず私の手で」「次期通常国会で改憲原案の策定を加速したい」などと強がる。2021年9月任期中の改憲めざす。他方、全世代型社会保障に意欲示す。現役世代の負担軽減の一方高齢者の負担増、70歳まで就労や副業促進など働きすぎは解消せず。国の責任放棄し国民に自己責任強いる。2024年に新NISA導入。低リスクの投資信託。個人の金融資産運用を非課税に。
- ・17日、自公、自衛隊の中東派遣認める。防衛省設置法4条の「調査・研究」による派遣。

国会の「調査・研究」の名目であれば承認なく派遣できるのは問題。国会の承認なく派遣できるというのは、緊急事態条項の先取りではないか。しかし、不測の事態が起きた場合は自衛隊法の「海上警備行動」に切り替え武器使用も可能とする。23日に閣議決定予定。

## 2 今後の取組と検討事項

### 1 憲法・平和

#### (1) 平和の樹リーフ

- ・普及状況
- ・本部リーフの普及状況

#### (2) 3000万人署名の取り組み

- ・2020年1月末で終了、2月から新署名に移行。

支部として少なくとも4万筆を達成する→ファクスニュース発行。

※「9条改憲NO 改憲発議に反対する全国緊急署名」の取り扱い 来年の通常国会か秋までに目標を設定して集約するか。

各事務所の自主目標を勘案して支部総会で決めてはどうか。

#### (3) 自衛隊員募集名簿協力問題

- ・進捗状況、分析、方向性等について報告、討論

#### (4) 「憲法9条を守ろう」をどう語るか

### 2 労働

- ・厚労省パワハラ指針問題→パブコメ

- ・教員の変形労働時間制導入問題

19日、教員の変形労働時間制導入成立。2021年度導入予定。

### 3 教育、オリパラ

- ・19日、教科書問題会議

来年中学校の採択。4月中旬あたりにスタート集会・エデュカスにおいて。採択は来年8月の初旬頃。

- ・11月9日、オリパラ都民の会運営委員会

- ・来年春ころシンポジウムを予定。旭日旗の持ち込み問題などシンポジウムは来年4月ころ、子どもたち20人に対し教員1人の対応などの人員問題。

### 4 支部運営

#### (1) 情報共有、情報発信の強化

- ・HP アクセス状況

支部からのお知らせが更新されていない。セクハラ相談窓口を設置したことを掲載する。

担当を決めて改善を実行する。

- ・フェイスブック

次回事務局で広報活動について具体的案を持ち寄る。

#### (2) セクハラ対策PT

- ・ホームページにアップする。

相談窓口を設置したこと、支部規則、相談員連絡先。

- ・セクハラ相談窓口規則の概要を掲載する。

「お知らせ」に載せる。

- ・支部セクハラ相談窓口のパンフレットを作成する。

(3) 若手PT

- ・若手アンケート結果をどう生かしていくか。

他支部とのコラボ企画（神奈川支部とヘイトスピーチ規制条例問題で共催は）

NLGニューヨーク支部との共同企画

(4) 団支部MLの運営状況

(5) 来期人事

5 幹事会活性化

- ・ヘイトスピーチ罰則化条例で神奈川支部から講師を招く。支部団員とのダブル講師。
- ・構成要件の明確化と3回の違反等その実効性などについて問題点が残っている。

6 支部総会

7 議案書の検討

8 特別報告集の進捗状況

9 支部ニュース（1月号）

10 新人歓迎会

11 声明

公立病院独立法人化問題など

ソーシャルファーム条例。有識者会議の設置。行政の私物化。22億円。

全国弁護士グループの先生と職員の方さまをお守りします！

**全国弁護士グループ「弁護士休業サポートプラン」**  
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

**主な特長（2つの制度共通）**

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療対策
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害が認知症を含む**による就業不能も補償します。

＜月払保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、特種障害型返戻率特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最长70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療対策
- 所定の精神障害が認知症を含む**就業障害も補償します。 ※悪臭2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増税の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月払保険料表＞

団体割引25%、保険期間1年、特種障害型返戻率特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満年齢				
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,897
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

大本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取次代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 榎本ビル3F  
 TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
 (受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 団体・公務員特約 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL: 03-3349-6401 FAX: 03-6388-0180  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)